

岐衛組公告第 3 号

特定事業の選定の公表について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 7 条の規定に準じ、岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定に準じて、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表します。

令和 4 年 3 月 31 日

岐阜羽島衛生施設組合

管理者 岐阜市長 柴橋 正直